

四
發行方法の適用
三
の法規の適
二
の法律及
一
の法律及び
發行規則の
省令第
平成二十三年
省令第
平成二十三年
財務省告示
○

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロイ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

する政十つ定う額
 るた運五いにち面
 法め嘗億て基、金
 律のに四はづ財額
 第公必千、き政で
 二債要五額発法一
 条のな百面行第兆
 第発財四金し四八
 一行源十額た条百
 項のの五で利第九
 の特確万千付一十
 規例保円四国項億
 定にを、百債の円
 に関図財五に規

込募各当も各
 み限国ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格競
 行參よと大に競争
 一加るに臣行争入
 と者發応がわ入札
 い・行募各れ札發
 う第へ限國るの行
 。II以度債入募
 非下額市札入と
 価一を場でのい
 格國定特あ決う。
 競債め別つ定一
 争市る參てを及
 入場も加、しび
 札特の者財た価

ハ

ロ イ

ハ

ロ

払

| | |
|------------|--------------|
| 国行争非者特国入価込 | 行争非者特国行争非者特国 |
| 債入価・別債札格金 | 入価・別債入価・別債 |
| 札格第参市発競金 | 札格第参市 |
| 市場発競I加場行争額 | 発競II加場 |
| | 発競I加場 |

千六百一億七千八百九十万円

| | |
|-----|------|
| 千円一 | でた条特 |
| 九兆 | 千利第別 |
| 十八 | 六付一會 |
| 八百 | 百国項計 |
| 億三 | 十債のに |
| 三十 | 億に規閲 |
| 三千四 | 円つ定す |
| 六億 | いにる |
| 百二 | て基法 |
| 九千 | 、づ律 |
| 十百 | 額き第 |
| 九十六 | 面發四 |
| 万九 | 金行十 |
| 十万 | 額し七 |

| | |
|-----|------|
| 千円一 | でた条特 |
| 九兆 | 千利第別 |
| 十八 | 六付一會 |
| 八百 | 百国項計 |
| 億三 | 十債のに |
| 三十 | 億に規閲 |
| 三千四 | 円つ定す |
| 六億 | いにる |
| 百二 | て基法 |
| 九千 | 、づ律 |
| 十百 | 額き第 |
| 九十六 | 面發四 |
| 万九 | 金行十 |
| 十万 | 額し七 |

でた条特七つ定す八はづ律千て基
千利第別十いにる百、き第五はづ
百付一會七て基法六額發四万、き
四国項計億はづ律十面行十円額發
億債のに千、き第五金し六、面行
円に規閲五額發四万額た条特金し
つ定す百面行十円で利第別額た
いにる八金し七、千付一會で利
て基法十額た条特八国項計八付
、づ律五で利第別百債のに百国
額き第万六付一會二に規閲五債
面發四円千国項計億つ定す十に
金行十七債のに二いにる五つ
額し七百に規閲千て基法億い

十
十
三
二

十
十
ロ
イ
一

九
八

の 経 利 入 値 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 値 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 値 ・ 别 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 値
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

振 額 最
替 低 行 争 非 者 特
額 入 値 ・ 别
单 面 札 格 第 参
位 金 発 競 II 加

る 定 り 払 募 年
° す 算 込 入 ○
る 出 金 決 ·
期 し 額 定 四
日 た に の パ
に 金 加 通 ।
払 額 え 知 セ
い を 、 を ン
込 第 次 受 ト
む 二 の け
も 十 算 た
の 号 式 者
と に に は
す 規 よ 、

十 額 十 額 平 す 額 の 振 五
九 面 錢 面 成 る の 記 替 万
錢 金 以 金 二 ° 整 載 法 円
額 上 額 十 数 又 の
百 の 百 八 倍 は 規
円 そ 円 年 の 記 定
に れ に 三 金 錄 に
つ ぞ つ 月 額 は よ
き れ き 二 に 、 る
九 の 九 十 二 よ 最 振
十 応 十 二 る 低 替
九 募 九 日 も 額 口
円 値 円 の 面 座
四 格 二 と 金 簿

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

十四

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 払 | 者 | 入 | 払 | 元 | 償 | 償 | 後 | 第 |
| 込 | | 札 | 場 | 利 | 還 | 還 | の | 二 |
| 期 | | 参 | 所 | 金 | 金 | 期 | 利 | 期 |
| 日 | | 加 | | 支 | 額 | 限 | 子 | 以 |

初期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する利子を支払う。
日本銀行額面金額百円につき百円
平成四十八年三月二十日
財務大臣から通知を受けた者
平成二十八年三月二十二日

額面金額の総額× $\frac{0.4}{100} \times \frac{2}{365}$
平成二十八年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出しあたる金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において同じ。）。規定する期日について同じ。）。